

業務委託約款

この業務委託約款（以下「本約款」という。）は、当社が、受託者に対して業務を委託する際に適用される基本的な条件を定めるものです。受託者は、当社から第1条に定める本件発注書を受領し、これを承諾することにより、本約款の内容に同意したものとみなします。

第1条（用語の定義）

本契約における以下の各号の用語の意味は、当該各号に定める通りとする。

- (1) 「当社」とは、ヤッターホールディングス株式会社をいう。
- (2) 「本件発注書」とは、当社が受託者に交付する業務委託の発注書をいい、業務の内容、委託料、履行期限その他個別の条件を記載したものをいう。
- (3) 「本件業務」とは、本件発注書に記載された業務をいう。
- (4) 「成果物」とは、本件業務の遂行により生じる写真データ、映像データその他有体物・無体物を問わず受託者が当社に提供する一切の成果をいう。
- (5) 「委託料」とは、本件発注書に記載された本件業務の消費税別の対価をいう。

第2条（契約の成立）

- 1 当社が受託者に対して本件発注書を交付し、受託者がこれを承諾したとき（口頭・書面・電磁的方法を問わない。）、当社と受託者との間で個別の業務委託契約（以下「個別契約」という。）が成立する。
- 2 個別契約の内容は、本件発注書の記載事項及び本約款の定めによるものとする。
- 3 本件発注書の記載事項と本約款の定めが矛盾又は抵触する場合は、本件発注書の記載事項が優先する。

第3条（業務の遂行）

- 1 受託者は、善良な管理者の注意をもって本件業務を遂行し、本件発注書に定める履行期限までに業務を完了しなければならない。
- 2 受託者は、本件業務を遂行するにあたり、関係法令及び当社が定める規則・ガイドライン等を遵守しなければならない。
- 3 受託者は、本件業務の遂行にあたり疑義又は障害が生じた場合は、速やかに当社に報告し、当社の指示に従うものとする。

第4条（遅延・当日キャンセルの取扱い）

- 1 受託者は、本件発注書に定める業務開始時刻に遅延し、又は当日に業務を履行できない場合（以下「遅延等」という。）は、判明した時点で直ちに当社に連絡しなければならない。
- 2 受託者の遅延等により当社又は顧客に損害が生じた場合、受託者はその損害を賠償するものとする。なお、代替スタッフの手配費用、顧客への補償費用その他の費用

を含む。

- 3 受託者が事前の連絡なく遅延し、又は当日に無断でキャンセルした場合、当社は当該個別契約の委託料全額を支払わないことができ、かつ生じた損害の賠償を受託者に請求することができる。

第5条（顧客対応・クレーム処理）

- 1 受託者は、本件業務の遂行中又は遂行後に顧客からクレーム又は苦情（以下「クレーム等」という。）を受けた場合は、自らの判断で対応せず、速やかに当社に報告し、当社の指示に従うものとする。
- 2 受託者は、当社の事前承諾なく、顧客に対して金銭の支払い、返金、割引その他の経済的補償を約束又は実施してはならない。
- 3 顧客対応の窓口は原則として当社が担うものとし、受託者は当社の調査・対応に必要な情報の提供及び協力をするものとする。

第6条（衛生管理）

- 1 受託者は、メイク、着付その他の本件業務に使用する器具・用品について、適切な衛生管理（消毒・滅菌等）を行い、顧客の健康被害が生じないよう万全の措置を講じなければならない。
- 2 受託者は、顧客のアレルギー・肌質等の事前情報を当社から受け取った場合、これを踏まえた適切な用材・手法を選択するものとする。
- 3 受託者は、感染症が流行している期間その他当社が衛生管理の強化を指示した場合は、当社の指示する感染予防措置（マスク着用、手指消毒等）を遵守するものとする。
- 4 受託者の衛生管理の不備に起因して顧客に健康被害その他の損害が生じた場合、受託者はその損害を賠償するものとする。

第7条（機材・衣装の取扱い）

- 1 受託者は、本件業務の遂行において当社又は顧客が所有・管理する婚礼衣装、小物、撮影機材その他の物品（以下「管理物品」という。）を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。
- 2 受託者は、管理物品を本件業務以外の目的に使用してはならない。
- 3 受託者の故意又は過失により管理物品に損傷、汚損、紛失等が生じた場合、受託者は当社に対し修繕費用、クリーニング費用、再調達費用その他の実損額を賠償するものとする。
- 4 受託者は、業務終了後速やかに管理物品を当社の指定する方法・場所に返却又は引き渡すものとする。

第8条（再委託の禁止）

- 1 受託者は、当社の事前の書面による承諾なく、本件業務の全部又は一部を第三者に

再委託し、又は担当者を変更してはならない。

- 2 当社が再委託を承諾した場合であっても、受託者は再委託先の行為につき当社に対して責任を負うものとする。

第9条（業務の確認・完了）

- 1 受託者は、本件業務が完了したときは、当社に対し速やかに完了報告を行うものとする。
- 2 当社は、前項の完了報告を受けた日から本件発注書に定める期間内（定めのない場合は5営業日以内）に確認を行い、その結果を受託者に通知する。
- 3 当社は、本件業務の内容が本件発注書の内容に適合しないと認める場合は、受託者に対して合理的な期間内に是正を求めることができる。

第10条（委託料・支払い）

- 1 当社は、受託者に対し、本件発注書に記載の委託料及びこれにかかる消費税相当額を支払う。
- 2 受託者は、前条第2項の確認完了後、当社に対して請求書を発行するものとし、当社は当該請求書を受領した月の翌月末日までに、受託者が指定する金融機関口座へ振込みにより支払う。なお、振込手数料は当社の負担とする。
- 3 当社は、第9条第3項に基づく是正が完了するまでの間、当該未了業務に相当する委託料の支払いを留保することができる。

第11条（著作権等の帰属）

- 1 本件業務の遂行に際して生じた成果物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他一切の知的財産権は、委託料の支払完了をもって当社に帰属するものとする。
- 2 受託者は、当社及び当社が認めた第三者に対し、成果物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- 3 受託者は、本件業務の遂行にあたり第三者の著作物等を利用する場合は、自己の責任において必要な許諾を取得するものとし、当該許諾取得に要する費用は受託者が負担する。

第12条（肖像権・個人情報の取扱い）

- 1 受託者は、本件業務の遂行上知り得た顧客その他第三者の個人情報を、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令及び当社が定める規則に従い、適切に管理・取り扱わなければならない。
- 2 受託者は、当社の事前の書面による承諾なく、本件業務で取得した顧客の肖像・個人情報を、本件業務の遂行以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 3 本件業務終了後は、当社の指示に従い、個人情報を速やかに返却又は安全な方法で廃棄するものとする。

第13条（秘密保持）

- 1 受託者は、本件業務に関連して当社から開示された技術上・営業上その他の情報（以下「秘密情報」という。）を厳に秘密として保持し、当社の事前の書面による承諾なく第三者に開示・漏洩してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報に含まれない。
 - (1) 開示を受けた時点で既に公知であった情報
 - (2) 開示を受けた後、受託者の責によらず公知となった情報
 - (3) 受託者が第三者から守秘義務を負わずに取得した情報
 - (4) 受託者が独自に開発した情報
 - (5) 法令・官公庁の命令により開示が義務付けられた情報
- 3 受託者は、秘密情報を本件業務の遂行のためにのみ使用し、目的外に利用してはならない。
- 4 本条の義務は、個別契約終了後も3年間存続する。

第14条（SNS等への投稿禁止）

- 1 受託者は、本件業務の遂行において知り得た顧客の情報、撮影した写真・映像その他の成果物を、当社の事前の書面による承諾なく、Instagram、X、Facebook、TikTokその他のソーシャルメディア・ウェブサービス（以下「SNS等」という。）に投稿・公開してはならない。
- 2 受託者は、本件業務に関連して作成したコンテンツを自身のポートフォリオ等を使用しようとする場合は、当社に事前に申請し、当社の書面による承諾を得なければならない。
- 3 本条に違反した場合、受託者は当社の請求に基づき直ちに当該投稿を削除するとともに、これにより生じた損害を賠償するものとする。

第15条（競業避止）

- 1 受託者は、個別契約の有効期間中及び個別契約終了後1年間、当社の事前の書面による承諾なく、当社との契約に起因して知り得た顧客情報を利用して当社の顧客（見込み顧客を含む。）に対して勧誘活動を行ってはならない。
- 2 前項の規定は、受託者が個別契約以前から既に取り関係にある顧客については適用しない。
- 3 本条に違反した場合、受託者は当社に対し、当該違反によって受託者が得た利益相当額を損害として賠償するものとする。

第16条（反社会的勢力の排除）

- 1 受託者は、現在及び将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等

標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」と総称する。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己・自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 受託者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当社は、受託者が前2項のいずれかに違反した場合、催告その他なんらの手続を要せず直ちに個別契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害が生じて当社は一切責任を負わない。

第17条（解除）

- 1 当社は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合、催告することなく直ちに個別契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 本約款又は個別契約のいずれかの条項に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その期間内に是正されないとき
 - (2) 支払停止、手形・小切手の不渡り、差押え・仮差押え・仮処分・強制執行もしくは競売の申立てを受けたとき、又は破産手続開始・民事再生手続開始・会社更生手続開始・特別清算開始の申立てを受けたとき
 - (3) 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき
 - (4) 第16条（反社会的勢力の排除）に違反したとき
 - (5) その他、個別契約の継続が困難と当社が合理的に判断する事由が生じたとき
- 2 当社は、前項に定めるほか、都合により1週間前までに書面で通知することにより、個別契約を解除することができる。この場合、当社は受託者に対し、解除日までに完了した業務に相当する委託料を支払うものとする。

- 3 受託者は、当社が本約款又は個別契約のいずれかの条項に重大な違反をし、受託者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず是正されない場合、個別契約を解除することができる。

第18条（損害賠償）

- 1 受託者が本約款又は個別契約に違反し、当社に損害を与えた場合、受託者は当社に対し当該損害を賠償するものとする。
- 2 受託者が本件業務の遂行に関連して第三者との間で紛争が生じた場合、受託者は自己の費用と責任においてこれを解決し、当社に損害を及ぼさないものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、受託者の当社に対する損害賠償責任の上限は、当該損害が発生した個別契約に係る委託料の額とする。ただし、受託者の故意又は重大な過失による損害、並びに第6条（衛生管理）及び第7条（機材・衣装の取扱い）に基づく損害については、この限りでない。

第19条（免責）

天災、地変、火災、感染症の流行、戦争、内乱、法令の制定・改廃、行政機関の処分その他当事者の責に帰することができない不可抗力により、個別契約の全部又は一部（金銭債務を除く。）の履行が遅延し又は不能となった場合、その当事者はその責任を負わないものとする。

第20条（権利義務の譲渡禁止）

受託者は、当社の事前の書面による承諾なく、本約款又は個別契約上の権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、合併、会社分割その他の事業承継を原因とする場合はこの限りでない。

第21条（分離可能性）

本約款又は個別契約のいずれかの条項が、法令又は確定判決により無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該条項以外の条項は引き続き完全に有効に存続するものとする。また、無効又は執行不能とされた条項については、当該条項の目的に最も近い有効な内容に修正されたものとみなす。

第22条（残存条項）

個別契約が終了した後も、その終了事由にかかわらず、第11条（著作権等の帰属）、第12条（肖像権・個人情報の取扱い）、第13条（秘密保持）、第14条（SNS等への投稿禁止）、第15条（競業禁止）、第18条（損害賠償）、本条、第23条（準拠法・専属的合意管轄）及び第24条（誠実協議）は引き続き有効に存続するものとする。

第23条（準拠法・専属的合意管轄）

本約款及び個別契約の成立、効力、解釈及び履行については日本国の法律に準拠す

るものとする。本約款又は個別契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 2 4 条 (誠実協議)

本約款に定めのない事項又は本約款の各条項に疑義が生じた場合は、両当事者が誠実に協議のうえ解決を図るものとする。

以上